

株式会社国際協力銀行法案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会  
平成二十三年四月二十八日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災により影響を受けた我が国企業のグローバルサプライチェーンの復旧・復興に向け、国際協力銀行は、株式会社日本政策金融公庫法又は株式会社国際協力銀行法の下で可能なあらゆるツールを駆使し、十全の金融支援を実施すること。

一 国際協力銀行役員等人事においては、所管省庁からの「天下り」を控えるなど、政府として不適切な人事の厳格な監視・監督を行うこと。

一 外国為替資金特別会計の外貨資金等を積極的に活用し、国際協力銀行が民間金融機関を補完するためのパッケージ型インフラ海外展開案件を始めとする我が国企業の海外ビジネス支援を一層積極化させるよう努めること。

一 我が国企業の海外事業に対する効率的かつ効果的な支援を実施するため、国際協力銀行は、世界で活躍できる専門的人材の採用、育成を進める一方、内部組織を簡素かつ効率的なものとし、無用な組織の肥大化が生じることのないよう適切に配慮すること。

一 国際協力銀行が政府全額出資であることを踏まえ、長期・大型案件等に係るバランスシート上のリスク管理に留意するとともに、リスク資産の流動化等による一層のバランスシートの効率化に努めること。

一 我が国の中堅・中小企業の海外進出支援については、融資スキームの活用のみならず、情報提供や相談事業の拡充を図ること。

一 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社国際協力銀行の設立の準備期間において、円滑な分離を実現するため最大限の配慮を行うこと。

右決議する。